

### 地域の皆さんに見守られて…「つどいの広場」

名張鴻希地区児童福祉部会では、未就園児とその保護者を対象に「つどいの広場」を毎年2回（七夕・クリスマス）開催しています。



規模を縮小しての開催ではありますが、7月3日には、一足早い七夕をみんなで楽しみました。保護者と一緒に短冊に願いごとを書いたり、なばりんの顔出しパネルで写真撮影をしたりと「たなばた」を楽しんでいただきました。発育測定や育児相談を希望される保護者のために、まちの保健室や健康・子育て支援室スタッフのブースも設けました。

笹竹と七夕飾り、お菓子のプレゼントを手に持ってにっこり顔の子どもたちに、私たち委員も終始笑顔いっぱいでした。



お土産の笹竹は地域の方がとってきてくださったもの、何種類もの七夕飾りは「町なかクラブ」や「よってだ〜こ」そして地域の高齢者福祉施設の皆さんが子どもたちの成長を願って作ってくださったものです。地域の思いと一緒にきれいな笹飾りが風に揺れている様子を想像するだけで、一層うれしい思いになりました。

### 配食ボランティアってなあに？



配食ボランティア活動は地域のひとり暮らしや高齢者のみ世帯、障がいを持つ方などに食事をお届けする活動です。

あいさつやコミュニケーションをしながら定期的手作りのお弁当を手渡すことにより、利用者とのふれあいを深め、孤独感の緩和や安否確認等にも大きな役割を果たしてくれています。



衛生指導研修会(当会主催)への参加や、定期的な検便の実施など安全安心配慮に努めて活動をされています。

- ★配食ボランティア活動に参加したい
  - ★気になる高齢者へ配食の利用を進めたい
  - ★我が地域で配食活動を始めたい
- などがあれば 当会(生活支援コーディネーター)へお問合せください

編集後記 3弾(3号)続いた介護保険の特集は今回で終わりとなります。一人一人の利用者さんの状況に合わせて、細かい決まりごとに従って組み立てられるサービスのための、利用して初めて分かったということが多々ある介護保険。お伝えしきれなかったこともあったかと思いますが、『理解しやすいです』『説明する時に便利なので持ち歩きます』等々のお声をいただき嬉しく思います。次号からも皆さまに喜んでもらえる・役立ててもらえる情報を発信できるように知恵を絞ってまいります。(E・M)

編集委員 高嶋 平四郎(比奈知地区) 金澤 純代(北部地区) 池田 静(名張鴻希地区) 森 恵美(蔵持地区) 大森 一彦(錦生・赤日地区) 浦野 弘一(箕曲地区) 塚本 晃生(くにつじ地区) 大川 智子(桔梗が丘地区)



### W表彰の知らせを受けて



名張市民生委員児童委員協議会連合会会長 狩野 明義  
歩んできた皆様の代表として、私がお褒めいただいたものと思っております。

令和5年度の全国社会福祉大会および県福祉関係功労者表彰におきまして、会長表彰と知事表彰をいただきました。この受賞は16年間にわたり共に民生委員・児童委員として、力を合わせてボランティア活動として

今後とも皆様とともに手を携え、地域と連帯感をもって『笑顔で明るい街』を目指して地域福祉のために一層の努力を尽くしたいと考えております。なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に有難うございました。

### 令和5年度功労者表彰

全国民生委員児童委員連合会表彰(永年勤続表彰)



【蔵持】 米塚 啓二

### 令和5年度の民生委員児童委員研修会が開催されました

2月8日(木)に名張産業振興センターアスパシアにおいて「名張市民生委員児童委員協議会連合会全体研修会」が、続いて2月13日(火)に伊賀市文化会館さぎさまホールにおいて「民生委員・児童委員伊賀ブロック研修会」が開催されました。

両研修会冒頭におきまして、令和6年能登半島地震における犠牲者のご冥福を祈り出席者全員で黙とうを捧げました。



### 名張市民児協全体研修会

第一部では、名張市福祉子ども地域包括支援センター長 柴垣維乃氏による「地域共生社会をめざして～民生委員・児童委員とまちの保健室との連携について」と題して名張市の地域共生社会の実現にむけた取組みに関する紹介がありました。



- ①まちの保健室の存在意義と民生委員・児童委員活動との連携状況
- ②高齢者等実態調査報告書からみる「予防的な支援の必要性」と「人とのつながりの大切さと健康維持効果」

第二部では、元梅花女子大学准教授・社会福祉士 植田寿之氏による「民生委員・児童委員のためのメンタルヘルス～ストレスを抱えない相談技法～」についての講演がありました。

- ①「対人援助職のストレス」の感じ方と「ストレスを抱えないためのセルフケア・心得」について
- ②「怒りのコントロール(アンガーマネジメント)」の自己診断法

仲間と支えあってストレスなく活動しましょう!

### 伊賀ブロック研修会

第一部では、8日の名張市民児協全体研修会でも講演いただいた元梅花女子大学准教授・社会福祉士 植田寿之氏による「信頼で地域をつなぐ、民生委員一わたしの居場所がここにある」を演題とした講演がありました。



様々な事例を通じて民生委員としての心構えや在り方について受講しました。特に『支援する人とされる人が共に支えあう』という観点から地域及び相談者との信頼関係を構築することが、活動するうえで必要なことを再認識しました。

第二部では、人権研修として公益財団法人反差別・人権研究所みえ 本江優子氏による『一人ひとりが生きやすい社会のために～「性のあり方」基本的な捉え方～』というテーマでDVDを視聴しました。

LGBTQ+についての調査結果や現状を知り、誰もが、どのような生き方・振る舞いを選択しても、それが尊重され受け入れられ活かされる社会を創造することが大事だと感じました。

# 特集：介護保険 3

# 介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」と介護保険施設に入所する「施設サービス」とがあります。

また、事業所のある市町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。  
(名張市では利用できないサービスは省略しています)

## 介護保険サービスの種類

### 自宅を訪問してもらう



- ◆訪問介護  
「身体介護」と「生活援助」
- ◆訪問入浴介護  
自宅に浴槽を持ち込んで入浴の介助
- ◆訪問看護  
看護師などに訪問してもらう
- ◆訪問リハビリテーション  
リハビリの専門家に訪問してもらう
- ◆居宅療養管理指導  
医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらう

### 生活する環境を整える

- ◆福祉用具貸与  
自立した生活を送るための福祉用具を借りることができます  
◆特定福祉用具購入  
トイレ、入浴関連の福祉用具を購入する際に補助が受けられます(申請が必要)
- ◆居宅介護住宅改修  
より安全な生活が送れるように住宅を改修する際に補助が受けられます(事前と事後に申請が必要)

### 短期間施設に泊まる

- ◆短期入所生活介助【ショートステイ】  
介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます
- ◆短期入所療養介護【医療型ショートステイ】  
介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます

### 自宅から移り住んで利用する

- ◆特定施設入居者生活介護  
有料老人ホームなどに入所している方が受けられます
- ◆認知症対応型共同生活介護【グループホーム】  
認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます
- ◆地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護【特別養護老人ホーム】  
定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます

### 施設に通って利用する



- ◆通所介護【デイサービス】  
通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます
- ◆地域密着型通所介護  
定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます
- ◆通所リハビリテーション【デイケア】  
介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます
- ◆介護予防通所リハビリテーション  
介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます
- ◆認知症対応型通所介護  
認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます

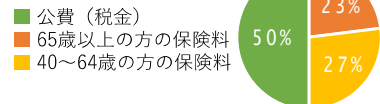
### 通いを中心とした複合的なサービス

- ◆小規模多機能型居宅介護  
小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅へ来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます

### 介護保険施設に移り住む

- ◆介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】  
常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象です
- ◆介護老人保健施設  
症状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です
- ◆介護医療院  
主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。



※要介護度・要支援度により、利用できるサービスに制限があります。  
※サービスを受けるための費用は、原則として所得状況などにより自己負担額が1割・2割・3割のいずれかとなります。自己負担額が高額になった時や所得が低い方には負担を軽減する仕組みもあります。

# 介護保険 Q&A ... 受給資格・保険料編

**Q1** 市役所からピンク色の介護保険被保険者証が送られてきました。どうしたらいいの？

**A1** 65歳を迎える月の前月(1日生まれの方は、前々月)に、介護保険被保険者証を市役所から郵送しています。手元に届いた介護保険被保険者証は、大切に保管しておいてください。

**Q2** 今持っている介護保険被保険者証には、有効期限がありません。介護サービスは受けられますか？

**A2** 介護サービスを利用するには、要介護・要支援認定申請を行い、要介護・要支援認定を受ける必要があります。要介護・要支援認定を受けた方は、結果通知とともに、有効期間と要介護・要支援区分が記載された介護保険被保険者証と黄色の負担割合証(介護サービスを利用した場合の負担割合が記載されたもの)が送付されます。サービス利用にこの2つの証書が必要です。

**Q3** 介護保険サービスが利用できるのは、何歳からですか？

**A3** 介護保険サービスを利用できる人は、65歳以上の要介護・要支援認定を受けた方です。また、特定疾患を患っている40歳以上64歳までの要介護・要支援認定を受けた方も利用することができます。

**Q4** 40歳から64歳で介護サービスが利用できる特定疾病とは何ですか？

- A4** 介護保険サービスを利用できる特定疾病は次の16種類の疾病です。
1. がん(がん末期)
  2. 関節リウマチ
  3. 筋萎縮性側索硬化症
  4. 後縦靭帯骨化症
  5. 骨折を伴う骨粗鬆症
  6. 初老期における認知症
  7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
  8. 脊髄小脳変性症
  9. 脊管狭窄症
  10. 早老症
  11. 多系統萎縮症
  12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
  13. 脳血管疾患
  14. 閉塞性動脈硬化症
  15. 慢性閉塞性肺疾患
  16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

**Q5** 介護保険料は何歳から支払わなくてはならないの？

**A5** 介護保険料は、満40歳になる日の前日が属する月から支払うこととなります。40歳から64歳までの方は、加入している医療保険(国民健康保険や社会保険など)において、医療保険料と一緒に介護保険料を納付します。65歳以上の方は、住民票のある市役所に納付することになります。(例えば)誕生日が4月1日の場合は、3月分から納付開始となります。誕生日が4月2日の場合は、4月分から納付開始となります。

**Q6** 65歳になって、市役所から介護保険料の納付書が送られてきました。家族の会社の健康保険の扶養になっているので、納付は不要ではないですか？

**A6** 65歳以上のすべての方が、第1号被保険者として、65歳を迎える日の前日の属する月からは、市役所に介護保険料を納付することになります。該当月に市役所から納付書等の案内が送付されますので、そちらで納付が必要です。

**Q7** 月途中で65歳になりました。1か月分介護保険料を支払うのですか？医療保険から支払っている介護保険料と二重支払いになりませんか？

**A7** 介護保険料は、資格取得した月から月額の介護保険料の納付が必要です。資格喪失した月は、月額の介護保険料の納付は不要となります。よって、65歳に到達する月の前月(1日生まれの方は、前々月)までの介護保険料が医療保険において、納付することになりますので、重複して介護保険料を納付することはありません。

**Q8** 65歳以上の介護保険料は、どのようにして納付するの？

**A8** 65歳以上の方の介護保険料は、原則、年金から介護保険料が天引きされますので、偶数月に年6回に分けて納付することになります。ただし、65歳を迎えたばかりの方や他市から転入された方などは、年金天引きが開始されるまでに6か月から1年かかりますので、年金から天引きされるまでの方や年金受給額年額18万円未満の方は、納付書や口座振替によって介護保険料を納付することになります。

**Q9** 65歳以上の介護保険料って、どうやって決まるの？

**A9** 65歳以上の方の介護保険料の金額は、世帯の市民税課税状況や本人の合計所得金額などによって、介護保険料額が決定します。世帯状況は、毎年4月1日時点(65歳年齢到達による資格取得や転入の場合は、その時点)の世帯状況です。また、所得段階による介護保険料の設定金額は、3年ごとに保険料の改定があり、保険料設定は、住民票のある自治体ごとに異なります。

**Q10** 介護保険料は、確定申告等の社会保険料控除の対象になりますか？

**A10** 介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。控除の対象は前年の1月から12月までにお支払いされた介護保険料です。

**Q11** 年金天引きされている介護保険料を家族の社会保険料控除として確定申告できますか？

**A11** 所得税法上、社会保険料控除は保険料を支払った方が控除を受けることとされています。年金から天引きされた介護保険料は、年金受給者本人が支払っていることになり、本人の申告で社会保険料控除を受けることはできません。生計を共にする家族の社会保険料控除として申告することはできません。